

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050010	売春行為の条件付き許可	売春防止法3条、5条～13条	売春防止法3条、5条～13条	特定区域内での指定設備を有する建物客室内において、売春行為の条件付き許可について要望する。	売春防止法第11条では、「情を知って、売春を行う場所を提供した者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する」と、場所の提供を禁止しています。しかし一方で風営法での店舗型および派遣サービスが、認可および届出制になり場所の提供を認めています。その中で売春が行われているのは周知が事実であるので、「売春を禁止する」というような形態に對してどのような取り締まりが行われるのか教えていただきたいと思えます。 第14・15次提案において「売春防止法は、「売春が人としての尊厳を著し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」との基本的な理念を宣明した上、売春行為を禁止するとともに、売春を助長する行為を処罰している」と、毎回同じ回答をされています。 しかし刑事手続に注目を注ぎ、「この法律の趣旨にあっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」とあります。何度も言いますが、国民の権利とは憲法に保障された「職業選択の自由」も含まれます。従って一般国民とは別として、従事者に対して売春防止法は適用されないこととなります。そのため従事者用に区域を限定した特例措置を講じても、問題は生じないかと考えますので、再検討を要望します。	C	I	売春防止法第3条は、「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない」と規定して、売春行為を禁止しているが、その理由に関して、同法第1条は、「売春が人としての尊厳を著し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」と規定しているところである。このような売春の営業を特定地域の建屋に限って認可することが、構成改革特区地域の建屋のみが中心に相応しいかどうかについては、女性の基本的権利の尊重や、社会の善良な風俗の維持という観点からの検討も不可欠であるところ、現時点において、要望事項を認めるのは不相当と言わざるを得ない。		1002020	個人	青森県	警察庁 法務省
050020	土地区画整理事業における公共施設充当地地についての事業施行者の証明書の発行要件の見直し	不動産登記事務取扱手続規則第68条	不動産の表示に関する登記は、権利の客体である不動産の物理的状況を公示し、権利に関する登記とあわせて、不動産の取引の安全と円滑を確保するための制度である。 土地の地目も上記の表示に関する登記によって公示される事項であるが、土地の地目を定める場合には、土地の現状及び利用目的に重きを置き、土地の状況を観察して定めている。	土地区画整理事業(先行買収)に係る事業施行者の証明書の発行要件として、現在は「買収後に係る土地が公衆用道路、公園又は雑種地として登記されている場合にのみ証明書を発行すること」と規定されているが、地目が宅地のままでも譲渡の特例の対象となる。その場合において、買収に係る土地が公共施設の用地として登記をした旨を証する書類として添付が義務づけられている登記簿謄本に代えて「買収目的を記載した登記承諾書の写し」、または、「地方自治法上の行政財産としての財産台帳の写し」を認める。	土地区画整理事業(減価償却金地区)における公共施設充当地地については、土地を先行買収することができることとなり、その土地の譲渡所得に課税の特例が適用できることとなっている。しかしながら、課税の特例を適用するには、「当該土地等を当該公共施設の用地として登記をした旨を証する書類」の添付が義務づけられており、更に、「当該買収にかかると土地が公衆用道路、公園又は雑種地として登記されている場合にのみ証明書を発行すること」とされている。 また、土地区画整理事業適用制では、「公共施設充当地地を取得した場合においては、法務局と十分に調整の上現況に照らし当該土地は公共施設の用に供すると登記申請することが望ましい」と規定している。そのため、法務局(登記部門)へ当該土地の地目変更についての協議を行ったが、現況主観を根拠に地目変更にも見えない状況にある。(提案理由) 本市が減価償却金の交付に代えて用地の先行買収を行うおといる宅地に集合住宅があり、この集合住宅をすでに、当面、中断転転の存在届として有効活用することを検討している。これは、①仮住居用の移転償却費の総額(約9,000万円)、②中断転転の負担軽減による事業の円滑化、が見込まれることによる。当該土地の買収について課税の特例を適用したい。(代替措置) ①地目が宅地のままでも(証明書の発行を可能とし、)課税の特例の対象とする。 ②証明書発行の際の添付書類として、「買収目的を記載した登記承諾書の写し」、または、「地方自治法上の行政財産としての財産台帳の写し」でも可能とする。	C	IV	表示に関する登記の制度趣旨に照らすと、法務局における地目変更の処理については、本件課税の特例適用を受けることを目的としているの可否か否かによって、その取扱いを変更すべきものではなく、あくまで土地の現況及び利用目的の地点を置いて判断すべきであり、これにより、登記簿上、土地の地目を適正に公示することができるものではない。 したがって、特区においてのみ、この判断基準を緩和するという措置を講じる場合、登記簿上、土地の地目を適正に公示することができなくなり、土地の混在を招く等、制度の根幹を揺るがすことになりかねないことから、このような対応を採ることはできない。		1006010	松山市	愛媛県	法務省 財務省 国土交通省
050030	ベトナム人介護福祉士への就労在留資格の認定	出入国管理及び難民認定法第2条の2	本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法に掲げられる在留資格をもって在留しなければならない。介護分野の業務は、全体としては外国人の受入れを認めている専門的・技術的分野の業務としての評価が確立していないため、該当する在留資格はない。	現在、ベトナム人看護師は、日本へ留学して日本における看護師資格を取得した後、一定期間(最長7年)、日本の医療機関での就労が認められる在留資格(医療)が適用されて、介護士についても、日本において介護福祉士の資格を取得後、一定期間(最長5～7年程度)の就労を認可される在留資格を付与していただきたこと。例えば、「人文知識(国際業務)」「技能」「特定活動」など既存の分類の適用、または新規分類の開設。	現在の入国管理法令では、外国人(ベトナム人)が日本の介護福祉士の資格を取得しても、その後日本で就労するための在留資格が認定されないが、これを一定期間(例えば5～7年程度)認定していただきたこと。 これが実現すれば、高齢者介護の職務を志すベトナム人に励みになると同時に、今後長期的に不足が予想される日本での高齢者介護専門職者の増強にも貢献することになる。 ①ベトナム国においては、高齢者介護に関する法制、行政施策、介護施設、専門職養成制度など、総合的な体系が未整備であり、また、養成機関がなく、職場も少ないので、介護専門職を志者は、日本など先進的な外国に留学し、資格取得し、実践経験することがなるとも迅速で有効な手段であること。 ②日本においても、将来不足が懸念される介護専門職を外国人に一部依存せざるを得ないならば、その準備は早急期にかつ多面的に準備することが望ましいと考えられること。 詳細は参考資料をご参照ください。	C	I・III	介護分野の業務は、全体としては外国人の受入れを認めている専門的・技術的分野の業務としての評価が確立していないため、現状においては該当する在留資格がないが、介護に必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、当該知識等を活かして介護福祉、相談業務等に従事しようとする場合には、「人文知識(国際業務)の在留資格」に該当する場合があります。日本の大学等を卒業した上で介護福祉士資格を有するものによる身体介護業務も限られた介護分野への従事の可能性については、現在のインフラ等と経済連携協定(EPA)に基づく介護福祉士候補者の就労状況等も踏まえて検討が必要であると考えられる。なお、ベトナムとのEPAについては、平成21年1月に発効済みであるが、介護福祉士の受入れに係る効果は生まれおらず、その受入れの可能性についてベトナム側と追加的に交渉することとなっている。		1014010	ユニニ株式会社	東京都	法務省 外務省 厚生労働省
050040	個人が所有しているエコポイントと当選品付き抽選券を交換するエコポイント宝くじの創設	刑法185条、187条	刑法185条、187条	今回提案する「エコポイント宝くじ(仮称)」とは、当選品付き抽選券を、個人等が所有しているエコポイントと交換で取得し、いずれかの応募者が環境配慮型商品に当たるシステムです。 現在、刑法の特例として、地方財政資金の調達を目的に、都道府県等に宝くじの発売が認められていることですが、このエコポイント宝くじについては、現金ではなくエコポイントと抽選券と交換であり、環境貢献の観点から、関東圏と関西圏において特区として認めていただきたい。	地球温暖化対策の1つの手段として提案させて頂くこのエコポイント宝くじ創設は、当社の特許権を利用したシステムであり、個人等から一定のエコポイントを集積・開示し、一定の算出方法で環境配慮型商品が客層されるといふものであります。この算出方式は現状行われている宝くじ方式、町内会などで利用されているガラガラポン抽選方式と一緒です。 エコポイント宝くじのシステムとしては、エコポイントとの交換により抽選券を入手した応募者に、当選品としてエコカーや太陽光発電システムなどの環境配慮型商品が当たるものです。また、応募者が参加したエコポイントの一部を、約用施設(保育所・幼稚園等)などの公益的エコ事業の促進に充てる予定です。全てが【環境とエネルギー】分野で政府が進め低炭素社会の実現に特化した事業形態で考えられております。	C	I	購得、富くじの発売等については、刑法により罰則が定められているところ、当該行為を正当化する特別立法については、法務省が積極的に検討する主体ではないもの、いずれかの要件が満たされず、その内容が正当化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に当該省庁との協議に応じる用意はある。		1024010	株式会社 市地商事	福井県	総務省 法務省 経済産業省 環境省 消費者庁
050050	事業用定期借地権設定契約における借地借家法第23条2項の不適用	借地借家法第23条第2項	借地借家法第23条第2項	事業用定期借地権設定契約について10年未満とする。借地借家法第23条2項の改正)	企業の競争力維持、産業振興を図るためには、工業地帯の遊休地を企業が柔軟に活用し、最適利用することが有効な方法の一つである。インフラの整った遊休地の利用は、借主にとっては投資・運営コストをともなわずに低減でき、買主にとっても投下資本の回収が進む等大きなメリットがある。 鹿島臨海工業地帯内には遊休地を所有している企業が少なからずあるが、借地借家法の事業用定期借地権は、期間が最低10年となっているため、双方が10年未満の期間や契約満了時の借主による更地化に合意しても、法第9条及び第16条の履行規程により、借地期間が30年となる上に、契約終了時に借主に建物買取請求権が発生する。これが買値側のリスクとなり、工業団地での遊休地の利用が進まない原因となっている。 借地借家法は立項の強い個人を保護することが目的であるが、鹿島臨海工業地帯内の企業は主に大企業であり、各企業とも十分に契約リスクを考慮の上、契約を締結するために必ずしも保護する必要はない。 事業用定期借地権においては10年未満の契約も認め、当事者間の選択に幅をもたせれば、未利用地の利用阻害要因を排除でき、鹿島経済特区である鹿島臨海工業地帯内の産業発展を図ることができ。	C	I	借地借家法第23条第2項が事業用定期借地権等の最低存続期間を定める趣旨は、借地権の安定性を最低限確保し、借地権者を保護する点にあるとされるところ。特定の地域内においても、零細企業等、最低存続期間の法定により保護されるべき借地権者が存在することに照らせば、特定の地域に限って同条項の例外を認めることは、それらの借地権者の保護を阻害するおそれがあるからであって、要望事項を認めることは不相当である。		1025010	茨城県、三菱化学㈱鹿島事業所	茨城県	法務省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050060	事業用定期借地権設定契約における借地借家法第23条3項の不適用	借地借家法第23条第3項	事業用定期借地権等 (借地借家法第23条第1項第3号及び第2号の規定による契約は、公正証書によってしなければならない。	事業用定期借地権設定契約は、公正証書によることを認める。(借地借家法第23条3項の不適用)	企業の競争力確保、産業振興を図るためには、工業地帯の遊休地を企業が柔軟に活用し、最適利用することが有効な方法である。インフラを整った遊休地の利用は、借主にとっては投資・運営コストをともに低減でき、貸主にとっても投下資本の回収が進む等大きなメリットがある。鹿島臨海工業地帯には遊休地を所有している企業が少なからずあるために用地の質し借りの需要はあるものの、借地借家法の事業用定期借地権の設定は公正証書によるものとされており、そのため費用、時間及び労力が発生するため、事業用定期借地権の利用が進まない原因となっている。さらに、賃借料は土地の価値に応じて変動する条件とすることが多いが、土地代を含め、契約条件を変更する度に公正証書を作る必要がある。他の取引契約と同様に、公正証書でない事業用定期借地権設定契約の有効性を認めれば、事業用定期借地権の活用が促進され、鹿島経済特区である鹿島臨海工業地帯内の用地利用の最適化が図れる。	C	I	借地借家法第23条第3項の趣旨は、事業用定期借地権等が借地権者にとって不利であることから、その設定の趣旨を明確にし誤りのないようにするためというだけでなく、この借地権が借地権設定者にとって有利であることを利用して借地を希望する他の者に転売するため、実際には事業目的ではないのに事業目的であるとしてこの借地権の設定を受けようとする者が現れるなど濫用のおそれがあり、そのことは、借地を希望する他の者に不利な影響を与え、ひいては借地の市場全体に無視できない悪影響を及ぼすものであり、法が保衛しようとしている他の借地権の存続期間等に関する安定性の実現を全体として阻害するおそれがあることから、これを防止する体制が必要とされたという公的な要請にも基づくこととされる。このような制度趣旨に照らせば、特定の地域に限って同条項の例外を認めることは、当該地域に存在する等価企業等、公正証書の件別によって保護されるべき者の保護を害するおそれがあるだけでなく、当該地域における全ての借地権の安定性を阻害するおそれもあるものであって、要望事項を認めることは不適当である。	1025020	茨城県、三菱化学株式会社	茨城県	法務省	
050070	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1の5、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄(二)に掲げる活動に定める件第11項	出入国管理及び難民認定法別表第一の五の下欄(イ又はロに係る部分に限る。)に掲げる活動が指定されて在留する者と同意し、かつ、その者の扶養を受ける者(親)の父若しくは母又は配偶者の父若しくは母(外国において当該在留する者と同意し、かつ、その者の扶養を受けている者)であって、当該在留する者と共に本邦(二)に掲げる活動をするものに限る。)は、在留資格「特定活動」をもって在留を許可している。	成長産業分野であって資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設けている。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や経営幹部なども範囲に含む、高度な人材の確保と、外国人が当地で生活し、発展させてきた当地の経済成長や雇用創出に必要不可欠である。いわゆる高度人材の親の在留を認められたことを踏まえ、当地域にとって同程度に重要である外国人経営者等が、親の問題で入国が困難になったり、在留を断念することがないよう、親の活動を「特定活動」に加えることを求めるものである。	C	I・III	我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については受け入れを認めないが、本要望は、専門的、技術的分野における外国人の受け入れに係るものではなく、実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めているものである。当該措置の実施は、長期滞在、定住化を進めることとなるため、政府として移民の受け入れ政策をとっていない以上、家族滞在の範囲を拡大して受け入れを行うことはできない。なお、本項において他に身寄りがない扶養を受けなければならない生活できない者や、高齢、病気治療等特別な事情が認められる者の場合など必要性の高い場合には、現在も個別の判断により在留を認めているところである。	1026050	兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省	
050080	在留資格「人文知識・国際業務」の業務経験年数の緩和等	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	外国人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について10年以上の業務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることとす。また、外国人が母国の文化に基礎を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験が必要。ただし、大学を卒業した者が、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りではない。	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち「国際業務」)へ在留資格の変更を行う場合に要求される業務経験年数(3年以上)の緩和、あるいは当該要件に替わる新たな評価基準の設定を求める。	世界最大の大規模放射線施設Spring-8を擁し、先端分野に関わる放射線研究が展開されている播磨科学公園都市の社会生活を、これまで外国人研究者の受け入れ促進を図ってきた。外国人研究者の配偶者についても社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。これにより、優秀な人材の確保を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。播磨科学公園都市では外国人研究者が特別措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望しており、日本の生活における障壁となっている。そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち「国際業務」)に在留資格を変更する場合に要求される業務経験年数要件の緩和、あるいはこれに替わる新たな評価基準を設定することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受け入れ環境の向上を図りたい。	C	III	我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れることとし、いわゆる単純労働者については受け入れを認めないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するための基準として十分合理性を有するものと考えられる。翻訳、通訳、語学の指導等に係る業務に従事しようとする場合には、大学(短期大学を含む。)を卒業しているか、従事しようとする業務に関連する業務について、3年以上の業務経験があれば認めており、新たな要件等の設定などの変更は緩和と困難である。なお、母国語を活用して外国語学校で指導する目的で就労する場合、当該外国人が資格外活動許可を受けて、配偶者としての活動を阻害しない範囲内で外国語学校等で就労するなどにより、在留資格の変更を行っても、社会活動に参加することは可能となっている。	1026110	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省 厚生労働省	
050090	パチンコ営業店のカジノ営業許可	刑法185条、186条	刑法185条、186条	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定めるところの7号営業である。パチンコ営業店がパチンコ営業の他に、カジノ営業も併設して行う事が出来る。	カジノは、世界各国に存在する健全な娯楽施設であり、提案理由としては以下の通りであります。1. カジノで新しい娯楽を創出する。2. カジノで雇用創出および消費の拡大を促し、地域経済の活性化につなげる。3. カジノで得る収益を特定の目的(子育て支援、環境対策)として活用する。これはカジノ運営するにあたっては、防犯及びセキュリティに関してウハウハを持ち、経営が健全であると認められた、パチンコ営業店に対し、全国に先駆けてカジノ/経営を、カジノ特区として許可するのが良いと考えられるのであります。又、遊技を行う対象者は20歳以上の成人であることは勿論のこと、パスポート等で身分が確認出来る外国人もおよび、その入場許可証の発行を受けた者とし、それ以外はたとえ成人であっても入場を禁止することとします。	C	I	刑法185条及び186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑法法典の基本法である刑法を改正して、カジノのみを構成要件から外すことはできない。パチンコ営業店がカジノ営業することを正当化する特別立法については、法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの府庁において当該営業行為を正当化する法律を提案することになれば、その内容については、法務省が個別に当該省庁との協議に応じる用意はある。	1047050	株式会社 玉越	愛知県	警察庁 法務省	

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050100	外国人永住権申請の規制緩和 (ガイドライン緩和・明確化)	出入国管理及び難民認定法第22条第2項、永住許可に関するガイドライン	永住者への在留資格の変更の要件は、原則として、①素行が善良であること、②独立計生を営むに足る資産又は技能を有すること、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められること、としていること。③については、原則として引き続き10年以上本邦に在留していることと前置刑や懲役刑などを受けていないこと等を求めている。	現在のガイドラインは、永住権取得のための条件が非常に厳しい上、表現が曖昧。また、永住権取得に関するサポートが不十分と考える。政府は国民のことを優先的に考え、これに応じて外国人材の出入国を管理する役目も担っていることは理解しているが、グローバル社会が進んだ現代社会により適した新たなガイドラインが必要と感じる。 国内の経済を停滞させるようなような過度な規制を緩和し、外国人材がより暮らしやすい社会を作ることによって世界の中で強く、魅力的である国づくりを目指すべく、提案する。	【提案理由】 ①現行のガイドラインは非常に厳しい(在留年数等)②申請プロセスが複雑③審査基準・プロセスが不透明 【提案内容】 ①ガイドラインの緩和 a.在留期間 最低10年→5年 b.在留資格 就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していること→廃止 ②申請プロセスの可視化 a.マニュアルの作成、公開 b.申請方法に關しての専門窓口設置 ③審査基準の透明化、標準化 ④「抽選永住権」制度の導入 ⑤上記緩和によるメリット ・税収拡大・不法滞在や外国人犯罪率低下・在留外国人の購買拡大による経済活性化 ・日本企業の国際化を後押しする・優秀な外国人材を日本へ誘致できる	D	—	永住許可の要件として、原則として引き続き10年以上の本邦に在留等を求めているのは、申請人である外国人の在留の経緯、家族・親族状況等から見て、申請人の我が国社会との有機的関連が相当強くなっていると考えられ、これら期間の在留をもって我が国社会の構成員として認められるものと評価し得るからであるが、10年以上継続して本邦に在留していない場合であっても、例えば、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者については、5年以上継続して本邦に在留していることをもって永住許可を与える等の取扱いを行っていることであり、「引き続き10年」の在留を絶対的としているものではない。また、入国管理局のホームページにおいて、永住を希望する外国人の許可要件に関する予測可能性を高めるため、永住許可・不許可事例や、我が国に貢献があると認められる者への永住許可のガイドラインを公表し、透明化に努めているところである。		1048060	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット	神奈川県	法務省
050110	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の投資・経営の項の下欄に掲げる「投資・経営」の在留資格の資格要件の規制緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令	在留資格「投資・経営」について、本邦において投資又は経営する貿易その他の事業がその経営又は管理に従事する者以外に2人以上の本邦に居住する者(「外国人が実質上その会社等の経営を左右できる程度の投資(最低でも500万円以上)をすることが前提として必要」という規制の中の)「最低でも500万円以上」という金額制限を撤廃。	資格要件の考え方の中の、「外国人が実質上その会社等の経営を左右できる程度の投資(最低でも500万円以上)をすることが前提として必要」という規制の中の「最低でも500万円以上」という金額制限を撤廃。	【提案理由】 外国人の日本での起業障壁の撤廃 【実施内容】 大幅もしくは福岡を規制特区とし、少額投資でも起業できる様な土台を作り、外国人起業家を誘致し、産業を活性化させる。		—	在留資格「投資・経営」は、相当額の資本を投資した企業の経営者、管理者について、その活動が専任的技術、知識等を要するか否かに関わりなく、入国を認めるものであり、投資要件等の緩和は困難である。	1048110	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット	神奈川県	法務省	
050120	本邦に入学し、又は本邦から出国するすべての人の公正な管理にかかると手続、検査要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第6条、第7条、第25条、第60条、第61条	本邦に上陸しようとする外国人は、上陸しようとする出入国港において、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。また本邦外の地域から本邦に帰国する日本人は、入国審査官から帰国の確認を受けなければならない。さらに、本邦外の地域に出入国をもち、本邦に上陸しようとする外国人及び日本人は、その者が出国する出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。	現行法で規定されている本邦に出入国するすべての人の公正な管理について、船舶の構造及び乗、下船方法等を変更し、国内の旅客船利用者との接触を遮断するなど、一定の要件を満たした外国旅客船を使用する場合に限り、船舶の資格変更(内、外航船への変更)に伴う入出国管理の手続き及び検査を本邦出発地又は目的地で行なうことを可能とする。	外国航路船舶(超高速船)を国内旅客輸送手段として活用することにより、減便、廃止されてい離島と本土を結ぶ生活航路を確保するとともに、離島と本土の交流人口の拡大を図っていく。 提案理由: 離島と本土を結ぶ航路の経営状況は、利用者の減少や燃料価格の高騰により非常に厳しく、会社存続のために航路の減便や休止を余儀なくされている。 しかし、本市の北部地域と本土を結ぶ航路(超高速船)は、移動距離や時間、経費を削減すると島民の生活を支える上で重要な移動手段であり、存続を図っていく必要がある。 そこで、韓国との国境に近接しているという本市の地理的・気候的特性を活かし、福岡市と釜山市を結ぶ外国航路船舶(超高速船)を本市の北部地域と福岡市とを結ぶ国内旅客輸送手段として活用し、島民の生活格差の確保と交流人口の拡大を図っていくものである。 代替措置: 外国航路船舶を国内旅客輸送手段として活用するためには、船舶の資格の変更を行い、博多～比田勝港を内便し、比田勝～釜山間を外資することにより国内旅客輸送手段として活用を図ることができると可能性はあるが、国内外の航路利用者への利便性を考慮すると、船舶の構造及び乗、下船の方法等を変更し、国内、国内航路の旅客船利用者との接触を遮断する方法により、混雑による利用と入出国管理手続き及び検査要件の緩和を図ることができると考えられる。 船舶の資格変更に伴う弊害: 釜山～博多間の外国航路利用者は、船舶の資格の変更を比田勝港(寄港地)で行った場合、一旦比田勝港に上陸し、入国の手続きを行ったあと再度、乗船し目的地に向かうこととなり、利便性を大きく損なうことになる。	C	IV	(韓国との)出入国及び(博多～比田勝港)の国内旅行者が同じ船舶に混乗することとなり、乗下船の際にそれぞれが混合しないよう動線の確保及び区分けが確保であると認められるほか、出入国者が乗船している船舶に国内乗客を混乗させることで、出入国手続の遅延又は煩雑化を招き、①外国人が上陸許可を受けずに上陸する、②我が国に不法滞在している者が国内移動と称して不法滞在事実を隠蔽することを意図して国内に出国しようとする外国人が出入国手続をせずに出国又は帰国する等を防ぐことができない恐れがある。これらを考慮すると、ご提案を受け入れることは困難である。	外国航路船舶を活用した国内旅客輸送手段確保プロジェクト	1049020	対馬市	長崎県	法務省
050130	外国人への健康保険適用の緩和及び在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの見直し	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン	在留資格の変更及び在留期間の更新は、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており、この相当の理由があるか否かの判断は、専ら法務大臣の自由な裁量に付され、申請者の行為と活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行っているが、この判断に当たった際の考慮事項を当該ガイドラインにまとめている。	2010年4月より在留資格変更許可申請および在留期間更新許可申請の際に新ガイドラインの運用に8事項では健康保険証の提示を求めるとなっているが、これが外国人関係で大きな問題が発生しており、今後公的保険加入条件を緩和し、外国人向けの民間健康保険も可能とする。	日本在住の外国人に公的健康保険に加入を求めることは、長年外国人と雇用などで接した立場から、外国人の実情に照らして困難な点が多いと思います。現実的には多くの外国人は海外または日本の民間の保険を活用しており公的医療保障保険は高額なので、特に稼げない日本人には大きな負担です。 もとより日本の公的医療保険は日本人のための制度です。外国人向けの民間健康保険は、日本の公的医療保険ではカバーしてれない保険も可能にできますし、経済的に弱い立場のある外国人向けの低コストの民間保険もあります。例えば日本にいる外国人医師の医療費、死亡時の遺体を自国へ送還する費用、入院時の家族の渡航費用などへのニーズもあります。 実例として、来日後数年したところで、日本の国民健康保険加入した人はさかのぼって保険料を支払ったことになり、100万円を超えたこともありです。保険料の支払いが難しく、冷静に判断した上で、帰国する外国人も増えてきていますし、多くの外国人はかかって地下に潜ってしまっています。 欧州では、入国に際して民間の健康保険加入を求めるところもあり、外国人の健康保険加入がポイントであるなら、民間の保険の適用も合理的と考えます。すべての外国人が日本の公的保険に加入することには無理があると思います。また、今の健康保険の法律は時代が異なるもので、外国人の事情が変わった現在に適用するのは相当な無理があるでしょう。 特に入費のガイドラインの各項目、社会保険加入を強制するようなどことは、外国人の諸事情に照らして早急に見直し頂きたく、将来的には公的、民間を問わず健康保険加入とし、無理のない対応を望みます。	B-1	IV	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインにおいて健康保険証の提示を求めているのは、社会保険加入義務がある外国人に対して、その義務を履行することが必要であることと鑑み、当該義務の履行を促進するために付するものであり、健康保険証が提示されないことのみをもって申請を受理しない又は不許可処分とするものではないが、健康保険証の提示が加入義務の履行促進を目的としていることをより明確にするため、ガイドラインの改正を予定している。		1050010	外国人労働者問題協議会	神奈川県	法務省 厚生労働省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
050130	外国人への健康保険適用の緩和及び在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの見直し	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン	在留資格の変更及び在留期間の更新は、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており、この相当の理由があるか否かの判断は、専ら法務大臣の自由な裁量にゆだねられ、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行っているが、この判断に当たった際の考慮事項を当該ガイドラインにまとめている。	入管法の改正により、2010年4月より在留資格変更許可申請および在留期間更新許可申請の際に新ガイドラインを適用し、保険証の提示を求めることとなっているが、その保険が日本の公的保険だけでなく、外国人向けの民間の国際健康保険でも可となるよう求める。	日本の公的健康保険は、日本人のニーズに合うように作られた制度です。横浜市において永住権をもたず就労ビザを有して働いている外国人の多くは、ある一定期間日本で就労し、雇用契約が終了すると帰国したり、あるいは引継ぎを他国で新しい職を得るなどのように、従って特有の就労スタイルを持っています。そのような環境を越えて働く外国人にとって、その特有のスタイルにあったワールドワイドな国際健康保険に加入することは不可欠です。それは外国人のニーズを十分考慮した上で設計されているので、日本の公的健康保険では保険適用の対象とならないような部分にまで保険適用範囲を広げています。日本には永住権を有する外国人もいれば、永住権を持たず就労のためだけに一時的に滞在する外国人もいます。すべての外国人が公的であれ、民間であれ健康保険に加入すべきであるという考えにはおおいに賛同いたします。日本で永住権を持つ外国人に対して日本の公的保険への加入を促すことには一定の理解ができます。しかしながら、それを一時的滞在者にまで適用することには無理があると思います。今後、すべての外国人に日本の国民健康保険加入を義務付けることになれば、場合によっては2から5年さかのぼり保険料を支払うことになり、その金額は100万円を超えることもあります。それはあまりに大きな負担です。このように、日本人を対象として設計された制度を、永住権の有無にかかわらず一律に外国人に適用すること自体に相当な無理があると考えます。こうした事情に照らし、今回の入管のガイドラインの8項目日本の公的保険に加入することを強制するかのような対応は見直して頂きたく提案いたします。	B-1	IV	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインにおいて健康保険証の提示を求めているのは、社会保険加入義務がある外国人に対して、その義務を履行することが必要であることを周知し、当該義務の履行を促進するために行うものであり、健康保険証が提示されないことのみをもって申請を受理しない又は不許可処分とするものではないが、健康保険証の提示が加入義務の履行促進を目的としていることをより明確にするため、ガイドラインの改正を予定している。	1034010	Association of Foreign Businesses	神奈川県	法務省 厚生労働省	
050130	外国人への健康保険適用の緩和及び在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの見直し	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン	在留資格の変更及び在留期間の更新は、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており、この相当の理由があるか否かの判断は、専ら法務大臣の自由な裁量にゆだねられ、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行っているが、この判断に当たった際の考慮事項を当該ガイドラインにまとめている。	2010年4月より在留資格変更許可申請および在留期間更新許可申請の際に新ガイドラインの運用に8事項では健康保険証の提示を求めることとなっているが、外国人向けの国際健康保険も可能となる。	神戸市在住の外国人に健康保険加入についてアンケートを募ったところ、半数は民間の健康保険や国際保険や自国の保険に加入しており、半数が日本の公的健康保険に加入し、無保険の者は1%でした。医療保険は高額なので、民間保険と公的保険の両方加入する事は、かなりの経済的負担になり不可能です。外国人が加入する外国人向けの保険は簡単に手放せません。日本の公的健康保険は日本人のニーズに合った制度です。外国人向けの健康保険は、日本の公的健康保険ではカバーしてくれない保障も可能にしている。例えば日本にいる外国人医師の医療費、死亡時の遺体を自国へ送還する費用、入院時の家族の渡航費用がそれにあたります。日本の国民健康保険加入すれば、場合により2から5年さかのぼり保険料を支払うことになり、数十万から100万円を超えることもあり、支払いが難しく、冷静に判断した上で、帰国する外国人もでてくる。不実な外国人はかえって地下に潜ってしまふことになる。法務省は外国人が健康保険に加入しているかどうか心配することは、十分理解できますが、すべての外国人が日本の公的保険に加入することには無理があると思います。また、今の健康保険についての法律は50年以上前の日本人の為に現在の外国人の状況と大きく異なり、それをそのまま適用すること自体に相当な無理があるのではないかと。特に今回の入管のガイドラインの8項目、社会保険に加入することを強制するかのような対応は、こうした事情に照らして早急に見直し頂きたく、公的、民間を問わず健康保険加入とし、無理のない対応を望みます。	B-1	IV	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインにおいて健康保険証の提示を求めているのは、社会保険加入義務がある外国人に対して、その義務を履行することが必要であることを周知し、当該義務の履行を促進するために行うものであり、健康保険証が提示されないことのみをもって申請を受理しない又は不許可処分とするものではないが、健康保険証の提示が加入義務の履行促進を目的としていることをより明確にするため、ガイドラインの改正を予定している。	1016010	フリーチョイス	兵庫県	法務省 厚生労働省	